

日本の八思巴(パスパ)文字資料—その仕分けについて

吉池孝一

1. はじめに

中国はパスパ文字資料を最も多く有する国であるが、周辺の諸国にも少なからずパスパ文字の資料はある。いうまでもなく日本にも同資料はあり、よく知られたものもあれば、あまり知られず十分に研究に供されていないものもある。これら日本の資料の状況がどのようなものであるかということにつき、実際に見たもの及び文献やウェブサイトで見たものにより、その概略を確認してみたい。文献やウェブサイトによるものについては、手にとって確認しなければならないのであるが、それが済むまで今しばらくの時間が必要であり、それまでの手控えの目録というくらいのもを意図している。目録と言うからには、まずは資料を大きく分ける方針が必要となる。そこで、印章・拓本など文字が記された媒体に拠ろうか、漢語・モンゴル語・チベット語など言語に拠ろうか、といろいろ考えたのであるが、結局は次の五種に大別することにした。

- I-1-a 日本で出土した資料
- I-1-b 時や所が明らかな資料
- I-2 時や所が明らかでない資料
- II 日本で作られた資料
- III 模造品

日本に資料があるとしたならば、日本で造られた贋作でもないかぎり、ふつうはIのような大陸から将来されたものである。しかしながら、やや視点をかえてみるならば、IIのような日本で作られた資料と見做してよいものもある。たとえば、将来された資料に拠って、日本で新たに復刻した所謂日本刊本などがこれにあたる。IIIの模造品とは何か。一つは実物の写しである。贋作もあれば、正当な目的をもって作られたレプリカもある。いま一つは古物を装って作ったものである。これは実物を参照しているが、必ずしも実物のおりの写しではない。いずれにしても、どこで作られたかは問わない。

I-1-aは、日本で出土した資料であり、その数量は少ない。I-1-bは、出土資料ではないが、一定の時間もしくは地域に結びつけることができる資料である。背面に年記のある印章がこれに当たる。拓本の場合、基づいた原石が明らかであるか或いは拓本自体の内容によって時代や地域を特定し得るものがこれに当たる。I-2は、一定の時間もしくは地域に結びつけることが難しいものである。年記のない印章がこれに当たる。断片であるために拓本自体の内容によって時代や地域を特定し得ない拓本もこれに当たる。

以上のように資料を仕分けてみたのであるが、性質の異なる項目を含んでいるではないか、一貫性がないではないかと誹りを受けそうである。しかしながら、資料の複製や関係文献を収集する“収集家”にとっては、あるいは便利な入れ物となるかもしれない。

## 2. 仕分けの実例

**I-1-a. 日本で出土した資料。**福岡県の博多遺跡群より、gi (記) というパスパ文字が鑄込まれた指輪やパスパ文字の大元通宝銭が出土したことが『発掘された日本列島』(1997年)の報告にみえる<sup>1</sup>。同種のものに長崎県鷹島で発見されたという“管軍総把印”(背に至元十四年九月造とある)がある。1974年に島民が海岸の砂地で掘り当てて所蔵していたものを、7年後の1981年研究者が調査に来た際に届け出たものであるという<sup>2</sup>。残念ながら正式な発掘調査で得られたものではないが、状況よりみて、当時の遺物とみてよいのかもしれない。

**I-1-b. 時や所が明らかな資料。**拓本は京都大学や<sup>3</sup>、東京都駒込の東洋文庫などに所蔵されている。拓本の多くは、どのような原石に基づいたものか明らかであり、その内容により、時と場所を特定することができる。もっとも問題がないわけではない。

たとえば東洋文庫に所蔵されている拓本がある。拓本の概略は『東洋文庫所蔵中国石刻拓本目録』(以下、目録)で知ることができるわけであるが、目録によると2305(請求番号はII-16-C-1627)には以下の記載がある。

・2305 孔子廟学聖旨碑(八思巴文字篆文)(曲阜)(元) 至元31年7月

碑陽：10行漢文3行。1枚；284×116cm。

碑額：2行。1枚；62×50cm。

碑陽10行の拓本が一枚、碑額2行の拓本が一枚、合計二枚の拓本が同一の茶封筒に収められている。碑陽の10行は『八思巴字與元代漢語』の5.孔子廟学聖旨碑(図版8)と同一であることを確認することができる。碑額の2行も八思巴文字漢語文であるから、目録は八思巴文字篆文とするが八思巴文字漢語文に改める必要がある。それはともかくとして、問題となるのは、碑額拓本の扱いである。碑額拓本には1行目に sūen-yeu、2行目に jëv-š2eu とあり、“宣諭 詔書”と読めるのであるが<sup>4</sup>、この碑額拓本は『八思巴字與元代漢語』には未載である。未載であるという点で、この碑額拓本は貴重な資料ということになるのではあるが、碑身と碑額の内容をより推定し得ないこのような別拓の碑額拓本については、碑石などで確認がなされるか、或いは対になった拓本が別に公表されるまでは、他の碑額拓本が紛れ込んだのではないかという疑念を捨てきれない。もっとも、一つの封筒に収められているので、当面は同一碑石の碑額拓本と碑身拓本として処理することになる。

公的な印章(官印)にはふつう背面に年記がある。たとえば、愛知県立大学 E511 研究室内の古代文字資料館には官印の“管軍万戸所之印”があり、背面には“大徳二年四月 日”

<sup>1</sup> 文化庁1997の109頁参照。

<sup>2</sup> 川添昭二1981の42頁参照。

<sup>3</sup> ウェブサイト「京都大学人文科学研究所所蔵 石刻拓本資料」

(<http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/db-machine/imgsrv/takuhon/index.html>)で確認することができる。

<sup>4</sup> 吉池2009参照。

と刻されている<sup>5</sup>。このような年記のあるものはこの項目に含める。ただし官印であっても処理を異にする場合もある。東京都台東区立の書道博物館には“蒙古軍万戸府經理司印”があり<sup>6</sup>、おそらく背面には年記があるのであろうが未確認のため、当面は“I-2. 時や所が明らかでない資料”に入れておくことになる。なお、年号が鑄込まれた貨幣や、他の文献の記述により発行の状況がわかる貨幣もここに含める。

**I-2. 時や所が明らかでない資料。**印章には公的な“官印”と私的な“私印”があり、私印には年記がないのがふつうである。この種の私印はここに含める。なお、古代文字資料館には幾つかの私印があり、ウェブサイトで見ることができる<sup>7</sup>。

**II. 日本で作られた資料。**主には複製に係るものである。古いところでは、江戸時代の復刻本がある。『事林廣記』の元禄十二年(1699)の刊本『新編羣書類要事林廣記』にパスパ文字で書かれた「百家姓」が含まれており独自の価値を持つ<sup>8</sup>。新しいところでは、関西大学東西学術研究所が1956年に刊行した写真複製本の『蒙古字韻』がある。これは石浜純太郎氏が1921年に撮影したものに拠るもので、裏打ち改装は施されておらず虫食いの穴がそのまま写っている。原装に近い状態を留めているのである。ところが、現在、大英図書館で見ることができる蒙古字韻は1921年から1971年間に大英図書館において裏打ち改装が為されたものであり、大英図書館から供給されるマイクロフィルムも改装後のものとなる。したがって、今では、関西大学本は改装前の蒙古字韻の体裁を伝える貴重な資料となる<sup>9</sup>。公刊されたものとしては、関西大学本が改装前の状態を伝える唯一の資料であるが、あるいは大英図書館に改装前の状態を撮影したネガフィルムが保存されているかもしれない。

この他に、やや性質の異なるものとして、内藤湖南の書簡をあげることができよう。明治39年(1906)高楠順次郎宛書簡の中に、硯石に刻されたパスパ文字を写し取りそれにチベット文字とローマ字により読音を付した部分がある<sup>10</sup>。書簡の記述によるとこの硯石は奈良の三輪氏所蔵のものというが現在では実物の所在はわからず、この書簡が唯一の資料となっている。

**III. 模造品。**次に述べる二種を含めて「模造品」と呼ぶことにする。一つは実物の写しである。贋作もあれば、正当な目的をもって作られたレプリカもある。いま一つは古物で

---

<sup>5</sup> 吉池 2004a 及び中村 2004 による。

<sup>6</sup> 川添昭二 1981 の 63 頁に全景写真および印影がある。

<sup>7</sup> 古代文字資料館 (<http://www.for.aichi-pu.ac.jp/museum/>)。

<sup>8</sup> 吉池 2004b 参照。

<sup>9</sup> 吉池 2008 参照。

<sup>10</sup> 吉池孝一 2005 参照。なお、内藤湖南の書簡は現在、鹿角茜蔵美術館 (<http://www.ink.or.jp/~narakame/>) に所蔵されているようである。

あることを装って作ったものである。これは実物を参照しているが、必ずしも実物のおおりの写しではない。贋作もあれば、正当な目的をもって作られた記念品のようなものもある。

実物の写しは貨幣や印章によく見られる。単純な実物の写しではなく手が加えられたものもある。たとえば、東洋文庫に所蔵されている拓本のうち、目録の 2364(請求番号はⅡ-16-C-1361)は、『八思巴字與元代漢語』の 14.加封孟子鄒国亞聖公制(図版 16) を後代に板などに模刻し、しかる後に手拓した偽刻本である。しかしながら、単純な模刻ではなく、文字の配置は 14.加封孟子鄒国亞聖公制(図版 16) と異なっているため、一見した印象は別の拓本のようなものである<sup>11</sup>。

### 3. おわりに

このようにして資料を大きく五つに分け、さらにその中を言語の別によって分け、最後に媒体(拓本、印章など)によって細分し資料目録を作る予定である。今回は、五種に仕分けをした資料とはどのようなものであるかということにつき、幾つかの具体例を挙げて確認をした。上に述べた仕分けによって作成した資料目録については次の機会に掲載することとしたい。

#### 参考文献(発行年順)

羅常培・蔡美彪 1959. 『八思巴字與元代漢語〔資料彙編〕』, 北京: 科学出版社。

川添昭二 1981. 『海から甦る元寇』, 朝日新聞社。

文化庁編 1997. 『発掘された日本列島 97 新発見考古速報』, 朝日新聞社。

東洋文庫図書部 2002. 『東洋文庫所蔵中国石刻拓本目録』, (財)東洋文庫。

吉池孝一 2004a. 「管軍千戸所印(パスパ字漢語)一類」, 『KOTONOHA』第 18 号, 8-9 頁。

中村雅之 2004. 「元代官印「管軍千戸所印」の背記について」, 『KOTONOHA』第 19 号, 1-3 頁。

吉池孝一 2004b. 「パスパ文字百家姓諸版本における姓の配列順序などについて」, 『KOTONOHA』第 25 号, 9-18 頁。

吉池孝一 2008. 「蒙古字韻の改装などについて」, 『KOTONOHA』第 65 号, 11-12 頁。

吉池孝一 2009. 「東洋文庫所蔵の八思巴(パスパ)文字拓本」, 『KOTONOHA』第 75 号, 14-17 頁。

---

<sup>11</sup> 吉池 2009 参照。拓本 2364 は加封孟子鄒国亞聖公制(図版 16)と同一内容であるが、幾つか不審な点がある。すなわち、八思巴文字の字形は碑文のものとしては稚拙であること、玉璽があることを示す **bav** は聖旨発行年月の横に刻すべきであるがこの拓本では聖旨発行年月の行の最下部にあること、及び聖旨発行年月を抬頭することである。聖旨発行年月を抬頭するなどということは他の聖旨には見られない。これらの点よりみて、拓本 2364 は、後代に板などに模刻し、しかる後に手拓した偽刻本であるとして大過ない。